

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-100号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第23条 （略）</p> <p><u>（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）</u></p> <p><u>第23条の2 一般職員勤務時間条例第19条の2第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p>	<p>第23条 （略）</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。